# 指定居宅介護支援 (平和ケアプランサービス) 重要事項説明書

平和ケアプランサービス**は、居宅介護支援事業所として** 介護保険の指定を受けています。

福岡市指定 第4071002663号

指定居宅介護支援サービスを提供するにあたり、平和ケアプランサービスの概要や提供する支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

## 1. 事業者

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 誠 心 会
- (2) 所在地 福岡市南区的場2-3-3
- (3) 代表者 理事長 茂田 長俊
- (4) 設立年月日 昭和 55年 9月 3日
- (5) 電 話 092-573-2705

### 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所

指定日 平成26年5月1日

福岡市指定 第4071002663号

- (2) 事業所の名称 平和ケアプランサービス
- (3) 事業所の所在地 福岡市中央区小笹3-7-10 パラディス小笹703号
- (4) 管理者 鎮目修
- (5) 電 話 092-533-2295
- (6) ファクシミリ 092-401-0061
- (7) 開設年月日 平成26年5月1日
- (8) 通常事業実施地域 福岡市全域、但し希望があれば、その他、地域でも対応可能 (上記地域以外の方もご相談下さい。)
- (9) 職 員 体 制 職員配置については、指定基準を遵守しています。 (※別紙のとおり)
- (10) 職務内容
  - 管理者

理事会の決定する方針に従い、事業所の運営管理を総括すること。

- ・介護支援専門員 居宅サービス計画に関すること。
- 事務員

事業所の庶務及び経理の事務処理に関すること。

- (11) 営業日 月曜日~土曜日 祝日
- (12) 営業時間 9:00~18:00

※利用者からの相談に応じます。

※受付は24時間対応可能

## 3. 運営の方針

利用者の意思と人格を尊重することを基本とし、家族の意向等にも十分に配慮し、 利用者及びその家族、関係各機関との連絡調整を行い、利用者が居宅においてその能力に応じ た可能な限り自立した生活が送れるよう、又、介護者の負担軽減が図れるような居宅介護サー ビス計画の作成に努めます。

更に、サービスの導入後も利用者及びその家族や各サービス事業者と常に連絡を取りながら、 状況の変化に対応し、より利用者の現状に即したサービスが利用していただけるよう、計画の 変更を行います。

### 4. 居宅介護支援の概要

- (1) 主な業務内容
  - 1. 居宅介護サービス計画の作成 (関係各行政機関や各種指定居宅サービス事業所との連絡調整を含む)
    - 2. 要介護認定や介護保険に関する手続きに係わる申請の代行
    - 3. 介護に関する相談・助言
- (2) サービスの提供方法
  - 1. 電話・ファクシミリ・郵便物によるもの
  - 2. 来所によるもの
  - 3. 家庭訪問によるもの

#### 5. 利用料

『要介護』の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので、自己負担はあり ません。

但し、利用者の保険料の滞納等がある場合は、この限りではありません。

### 6. その他の費用

(1) 交通費

事業実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問するための交通費の実費が必要です。

(2) その他の料金

申請代行や連絡調整のための切手代等の通信費用

\*請求の必要が生じた場合には別途ご相談申し上げます。

# 7. 費用のお支払い方法

必要が生じた時にその都度ご請求申し上げますので、実費にてお支払い下さい。

# 8. 居宅介護サービス計画の作成・決定

居宅介護サービス計画の作成・決定にあたっては、以下の点に留意します。

- 1. サービス選択の為に、利用者及び家族に対して、居宅サービス事業の情報を公正中立に提供します。
- 2. 利用者及び家族の状況に応じ、効果的、継続的に利用ができるように計画します。
- 3. 介護保険外の保険・福祉・医療サービス、ボランティア等の利用を含めて計画します。
- 4. 計画の作成に当たって、必要に応じサービス担当者会議を行います。(サービス担当者会議は、要介護認定の更新時、区分変更時や計画の変更時等、必要に応じて随時開催します。)
- 5. 利用者及び家族の状況を考慮して、計画の原案を作成し、利用者及び家族に説明し、同意

を得た上で計画の決定を行います。

- 6. 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができる事
- 7. 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を 求めることができること

#### 9. 居宅介護サービス計画の提供

- 1. サービス提供状況把握の為に、毎月1回利用者宅を訪問し、その都度、モニタリングを行います。
- 2. 計画に沿ってサービスが提供されるよう、居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- 3. 利用者及び家族の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### 10. サービス終了について

- (1) お客様のご都合で当該居宅介護支援サービスを終了する場合は、お申し出いただければいつでも解約できます。
- (2) 当事業所のやむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了1か月前までに、利用者又は家族様あてに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介します。
- (3)提供するサービスの継続性や品質の担保を確保するため、著しい職員への暴言・暴力等の ハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント) が認められた場合。

#### 11. 守秘義務

職員は、就業中は勿論のこと、退職後も業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らしません。また、居宅サービス事業者や医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得ます。

#### 12. 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者に急変等の緊急の事態が生じた場合、その他必要な場合は、その都度、でき得る範囲で応急処置を行い、管理者への報告、併せて家族への連絡を行います。必要に応じて家族と協議の上、主治医へ連絡をし、救急治療あるいは、救急入院等、必要な措置が受けられるようにします。

又、居宅サービス事業者からの事故や利用者の急変の連絡があった場合には、必要に応じて家族や当該居宅サービス事業所、主治医と今後の利用時の内容や留意点について話し合います。

#### 13. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者への報告、家族への連絡を行います。又、賠償すべき事故発生の場合は速やかに損害賠償等、必要な措置を速やかに講じます。

# 14. 事故再発防止

原因を追求、解明し、それをもとに日常業務の再点検、見直しを図り、事故の再発防止に努めます。

## 15. 苦情受付窓口

当事業所では、その提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速且つ適切に対応する為に、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しています。

※当事業所のサービスについて、ご不明な点や疑問・苦情がございましたら次の 窓口で対応 いたします。

・窓口担当者 鎮目 修・諸隈 はた江・香河 静子・樋口 はるみ

・ご利用方法電話・面接

•電 話 092-533-2295

• 苦情解決責任者 茂田 長俊

·第三者委員 ① 宮 﨑 實 雄(会社役員 電話 551-2798

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

福岡市南区保健福祉センター 介護保険課 電話 559-5125 (直通) 福岡市博多区保健福祉センター 介護保険課 電話 419-1081(直通) 福岡市中央区保健福祉センター 介護保険課 電話 718-1102 (直通) 福岡市城南区保健福祉センター 介護保険課 電話 833-4105 (直通) 福岡市早良区保健福祉センター 介護保険課 電話 833-4355(直通) 介護保険課 電話 895-7066 (直通) 福岡市西区保健福祉センター 福岡市東区保健福祉センター 介護保険課 電話 645-1069 (直通) 春日市役所 高齢介護保険担当 電話 584-1111(代表) 大野城市役所長寿支援課 電話 580-1860 (直通) 福岡県国民健康保険団体連合会 電話 642-7859 (直通) 福岡県社会福祉協議会 電話 584-3377 (代表)

(9) 職員体制 職員配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	合 計
管理者・主任介護支援専門員	1名		1名
介護支援専門員	1名	2名	3 名

# (勤務時間)

職種	常勤	非常勤
介護支援専門員	9:00~18:00	9:00~18:00

### 16..虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる と おり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

### 「虐待防止に関する担当者 鎮目 修(管理者)」

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者 に周知 徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 16..身体拘束の適正化

事業所は、当該利用者又は他の利用者の等の生命又は身体を保護する為、緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束)は行わない。 やむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむ得ない理由を記録するものとする。

# 17.衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 18. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的 に 実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計 画)を 策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

指定居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年	月 日		
事業管理者	所 在 地 事業所名 代表者名	福岡市中央区小笹3-7-10 パラディス小笹70 平和ケアプランサービス 管理者 鎮目 修	)3号
説明者	<b>職</b>	名	_
	氏	名    印	_

私は本書面に基づいて重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

朳	刑		有	<u>1±</u>	PJT			
				氏	名			印
				電	話			
代	理	!	人	住	所			
				氏	名			印
				電	話			
罢人	名代	· 4=	- 1	住	所			
右1	61V	·1 J	<b>^</b>	<u>1±</u>	ולז			
				氏	名			印
				電	話			
				代行	した理由			